

教育と研究の質の向上に向けた大学・大学院改革に関する基本的考え方
～組織中心の支援から個人中心の支援へ～

平成 19 年 5 月 11 日
規 制 改 革 会 議
教育・研究タスクフォース

グローバル化による競争が激化する中において、我が国が持続的な成長を遂げていくためには、人材力の強化が不可欠である。国公立の別を問わない競争環境を整備し、大学・大学院が行う教育や研究の質を高め、産業界はもとより官界、法曹界、学界等の実社会から高い評価が得られる有為な人材を数多く輩出していく改革が求められており、高等教育や競争的研究資金の配分に関する現行の制度・運用を抜本的に見直す必要がある。

1. 運営費交付金及び私学助成金の配分ルールの見直し

(1) 教育・研究の峻別

現行の運営費交付金及び私学助成金の算定にあたっては、教育と研究の峻別がなされていない。優れた研究者が優れた教育者とは限らないことから、教育と研究の評価の物差しが異なることは自明である。教育、研究それぞれについて適切かつ厳正な評価を行い、公平で効率的な公費の配分を行うためには、教育と研究は一体というこれまでの考え方から脱却することが重要であり、そのための前提条件として、大学・大学院が教育や研究にどの程度のコストをかけているかを把握した上で、大学・大学院の会計システムを教育と研究に分離する必要がある。こうした取組みを踏まえ、将来的には運営費交付金及び私学助成金については教育目的に特化することを検討すべきである。また、研究目的に交付する公費については、研究持続の安定性に一定の配慮をしつつ、競争的研究資金で充当することが望ましい。

(2) 教育に関する配分基準等の見直し

配分基準・評価の見直し

運営費交付金や私学助成金の配分基準についても見直す必要がある。高度人材育成や国際化に対する大学・大学院独自の努力や成果に着目した配分基準の設定という考え方もあり得るが、その際、国が一部の専門家の評価に基づき大学・大学院の取組を評価し、公費を配分するという仕組みはとるべき

でない。本来的には、多様で自由な民間機関の適正な評価をもとに集まった学生数に応じ配分額を決定する仕組みを採用することにより、結果として公費が重点的に配分されるように見直すべきである。こうした公費の配分方法を見直すときには、教育の質の担保を前提として大学・大学院の定員数を独自の判断により柔軟に設定できる制度の導入を併せて検討する必要がある。

こうした公費の配分基準の見直しにあたっては、公正かつ透明で適正な評価を行うための徹底した情報開示の促進や評価の体制・基準を確立していくことが欠かせない。我が国でも米国における「USニュース・アンド・ワールド・レポート」のように情報開示の徹底を通じて民間機関が大学・大学院の教育内容や卒業生の社会的な実績等を自由かつ多角的な切り口で評価できる環境を整備すべきである。

また、我が国における大学・大学院評価については、入試の難易度等にウエイトが置かれる傾向があるが、本来的には在学期間中に学生が身に付けた学力等の付加価値の多寡により評価されるべきであり、こうした観点からも大学評価基準の在り方を検討すべきである。

さらに、学位の授与等についても適正な質を担保するため、一定の認証・評価が必要と考えるが、そのような認証・評価も民間機関の多様な評価に委ねるべきである。

国立大学における授業料体系の見直し

公平性・効率性の確保の観点から、在籍している学生1人あたりに配分される公費の額は学部等に係らず同額とすべきであり、学部等によって差異が生じる経費については基本的には授業料により賄うべきである。そのうえで、学部間で差異のない現行の国立大学における同一授業料については大学ごとの自由な設定を認めることとすべきである。

さらに、利子付きの貸与奨学金を大幅に拡充し、高い授業料が、私立国立を問わず、大学に学ぶ障害にならない制度にすべきである。必要に応じて奨学金の債務保証をすることは、国の役割である。

2. 競争的研究資金の配分の見直し

(1) 評価の見直し

厳正な評価体制の構築

競争的研究資金に関しては、本来、研究成果の期待値が最大になるように配分が行われることが望ましく、また、社会的にも最大限の効果をもたらすように厳正な評価・評価体制を構築することが求められている。様々な研究

業績は一種の公共財であり、研究費の配分は最終的には政府の責任で決定すべきものである。しかしながら、研究業績に対する事後的な評価は、民間学術誌の格付けや民間学術団体の厳正な調査に基づく評価に委ねるべきである。

評価の単位

優れた研究は組織・機関が行うものではなく、優れた研究者またはそのチームが行うものであることから、評価の単位は組織・機関単位ではなく研究者個人または研究チーム単位とすることが、適正な評価を行う上では重要であると考えられる。米国でもハーバードやイエールといったいわゆるアイビーリーグの諸校が多くの研究資金を獲得しているように見えるのは、研究資金を獲得する能力のある優れた研究者や研究チームが、その努力によって獲得した資金がたまたまそれらの大学にも集まった結果に過ぎない。競争的研究資金の採択に当たっては組織・機関に着目した配分は厳に慎むべきであり、真に優れた研究者・研究が評価されることが必要である。

厳正な事後評価の実施

事後評価を厳正に行い、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという考え方を採ることにより、優れた研究が優れた研究を生む好循環サイクルを確立することが重要である。

研究者のカテゴリーの区分

このような考え方を踏まえ、具体的な競争的研究資金の配分基準の見直しに際しては、主として「若手研究者を対象としたカテゴリー」と「中堅以上の研究者を対象としたカテゴリー」等に分けて基準を設ける必要がある。業績が十分に定まらない若手研究者については、マスキング評価を行うべきと考えるが、その際には、分野ごとの客観的基準を明示すべきである。また、中堅以上の研究者については、マスキング評価には拠らず、過去の研究業績のみを厳正に評価する仕組みの構築や一定の評価を得た成果に対するポイント制の導入などを図るべきである。なお、若手であっても優れた業績を残した研究者が存在することも勘案すれば、研究者の資質や専門分野に応じて、こうした評価手法を選択できることを可能とすべきである。

(2) 優れた研究成果を産み出すための体制整備

間接経費割合の拡大

優れた研究者を育成・獲得することが大学のインセンティブとして働くようにすることが、大学の意識を変え、優れた研究成果を産み出す源になると考える。そのためには様々な評価をもとに研究者個人の資質を見極め、真に優れた研究成果を上げた研究者に対して研究費が配分される仕組みに転換す

べきである。また、間接経費の配分を前提として、それに基づき大学の収入が確保できるような仕組みに改善を図るべきである。

研究者の研究環境の整備

一部の研究者については、研究以外の業務の専念義務が課されていることがあり、当人が競争的研究資金への応募ができない事態が発生している。当人のキャリアアップを考えると業務に支障のない範囲で競争的研究資金に応募できる道を開き研究を行えるようにすべきと考える。

競争的研究資金を人件費に充当できるようにすることも研究環境の整備という面では重要である。これによって、より研究に専念できる体制整備に繋がると共に、不正を根絶するとともに、良い研究をすることが当人の所得にも還元されるということによる研究成果の質の向上に対するインセンティブも働くと考えられる。

こうした見直しにより優れた研究者をサポートする研究スタッフや研究助成金のマネジメントを行うスタッフの充実・強化も図られるものとする。

さらに現行の競争的研究資金については、常勤者のみという要件が課されているが、優秀な研究者は非常勤の者にも存在することから、こうした要件は撤廃することが望ましい。

3 . 大学・大学院の連携・再編・統合に向けた環境整備

少子化の進展や国公立を問わない競争促進に伴い、大学・大学院間の連携・再編・統合を探る動きが活発化することが予想される。建設的かつ革新的な取組が進むよう、またその際に学生が不利益を被らないよう、取得単位の相互認容や大学卒程度認定試験の実施等について検討する必要がある。その際、国が主導して連携・再編・統合等を促すことは厳に慎むべきであり、あくまでも学生の選択の結果に基づき連携・再編・統合等が行われるようにすべきである。

以 上